

臨床研究

「腎機能低下患者におけるサクビトリルバルサルタン投与によるHbA1cへの影響」

実施計画書 第1.0版

研究責任者：岡山済生会総合病院 薬剤部 山野 健司

作成日：第1.0版 2024年6月10日

(1) 研究の目的及び意義

サクビトリルバルサルタンは慢性心不全・高血圧症の治療薬として承認された、ネプリライシン阻害薬とレニン・アンジオテンシン・アルドステロン受容体阻害薬の配合剤であり、1剤で2つの薬理作用を発揮し、ナトリウム排泄作用、利尿作用、抗肥大作用、抗線維化作用、血管拡張作用など多面的な作用を示す薬剤である。また、第3相試験の事後解析で糖尿病患者ないしはHbA1c6.5%以上の患者に投与した際、対照群であるエナラブリル群に比べて、サクビトリルバルサルタン群ではHbA1cがより低下したという報告がある。しかし、腎機能正常患者での報告は散見されるが、腎機能低下患者での報告は少ない。そこで、本研究ではサクビトリルバルサルタンが投与された腎機能低下患者を、糖尿病群・非糖尿病群に分け各群におけるHbA1cへの有効性の検討を行う。腎機能低下患者におけるサクビトリルバルサルタン錠の投与によるHbA1cへの影響を明らかにすることにより、糖尿病薬以外での血糖改善の有用性を明確にすると予測され、腎機能低下患者に対する血糖改善の手段として期待ができる。

(2) 研究の科学的合理性の根拠

腎機能低下患者におけるサクビトリルバルサルタン錠の投与によるHbA1cへの影響を明らかにすることにより、糖尿病薬以外での血糖改善の有用性を明確にすると予測される。

(3) 方法

3-1) 研究デザイン

本研究は当院単独の後ろ向きの観察研究として行う。

3-2) 研究対象及び選定方針

2021年2月1日から2024年3月31日の間に岡山済生会総合病院・外来センター病院に受診し、サクビトリルバルサルタン錠を投与開始した腎機能低下患者。

3-3) 研究方法

上記の条件にあてはまる患者を研究対象者として登録し、服用開始の開始時点・3か月後までの下記の診療情報を診療録より取得する。これらは全て日常診療で実施される項目であり、追加の検査等を必要としない。

- ① 臨床所見（年齢、性別、身長、体重、BMI）
- ② 血液所見（HbA1c、血糖値、Scr、eGFR、BUN、K、LDL コレステロール、HDL コレステロール、トリグリセリド、AST、ALT）
- ③ 治療（投与薬剤：サクビトリルバルサルタン錠）
- ④ 併用薬（インスリン製剤、その他の糖尿病薬）
- ⑤ 有害事象（低血圧、高K血症など）
- ⑥ 服用開始より3か月時点の処方継続期間

3-4) 中止基準及び中止時の対応

以下の場合には、研究を中止する。

- ① 本研究全体が中止された場合
- ② その他の理由により、研究責任者が研究の中止が適当と判断した場合

研究者は、上記の理由で個々の研究対象者について研究継続が不可能となった場合には、当該研究対象者についての研究を中止する。

3-5) 評価

主要評価項目：使用薬剤投与時の HbA1c の変化

副次的評価項目：使用薬剤投与時の eGFR の変化

(4) 研究対象となる治療等

本研究で観察対象とする薬剤の情報は以下の通りである。

薬品名：エンレスト錠

効果及び効能：慢性心不全・高血圧症

投与量：100 mg

用法：<慢性心不全> 1回 50 mg を開始用量として 1 日 2 回経口投与する。忍容性が認められる場合は、2～4週間の間隔で段階的に 1回 200 mg まで增量する

<高血圧症> 1回 200 mg を 1 日 1 回経口投与する。なお、年齢、症状により適宜増減するが、最大投与量は 1回 400 mg を 1 日 1 回とする

予想される副作用：低血圧、高K血症

製造販売元：ノバルティスファーマ

製造販売承認日：2020年8月

特徴：ネプリライシン阻害薬とアンジオテンシン受容体阻害薬の配合剤

(5) 予定症例数及び根拠

45 症例

2021 年 2 月 1 日～2024 年 3 月 31 日の 3 年間を観察期間とし、腎不全患者約 200 症例のうち、1/5 が処方されていると考え、予定症例数を設定した。

(6) 研究期間

岡山済生会総合病院 倫理審査委員会承認日～2024 年 9 月 30 日

(7) インフォームド・コンセントを受ける手続き

本研究は、後ろ向きに過去の症例を調査するため全ての対象者に直接同意を得ることが困難である。よって、委員会にて承認の得られた実施計画書を当院ホームページ上 (http://www.okayamasaiseikai.or.jp/examination/clinical_research-2/) に掲載し情報公開を行い、広く研究についての情報を周知する。倫理審査委員会承認日から 2024 年 7 月 31 日の間に研究対象者本人あるいはその代理人（配偶者、父母、兄弟姉妹、子、孫、祖父母、親族等）から本研究の対象となることを希望しない旨の申し出があった場合は、直ちに当該研究対象者の試料等及び診療情報を解析対象から除外し、本研究に使用しないこととする。

(8) 代諾者からインフォームド・コンセントを受ける場合の手続き

該当しない

(9) インフォームド・アセントを得る手続き

該当しない

(10) データの集計方法、解析方法

解析ソフトを用いて、評価項目をもとに収集情報の中央値の算出、比較、図示、相関係数の算出を行う。2 群間の値の比較には t 検定を用いる。

(11) 研究対象者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益、これらの総合的評価並びに負担とりスクを最小化する対策

11-1) 負担及びリスク

研究対象者の既存の診療情報を用いる研究であり、新たな試料及び情報の取得に伴う身体的不利益は生じない。そのため、本研究に起因する健康被害の発生はない。また、経済的・時間的負担も発生しない。

11-2)利益

研究対象者に直接の利益は生じないが、研究成果により将来、医療の進歩に貢献できる。なお、研究対象者への謝金の提供は行わない。

(12)有害事象への対応、補償の有無

本研究は日常診療を行った研究対象者からの情報を利用するものである。また、情報の採取に侵襲性を有していない。従って本研究に伴う研究対象者への有害事象は発生しないと考えられるため、対応策及び補償は準備しない。

(13)研究対象者に対する研究終了（観察期間終了）後の対応

該当しない

(14)個人情報の取り扱い

研究者は「ヘルシンキ宣言」及び「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」を遵守する。また、研究対象者のプライバシーおよび個人情報の保護に十分配慮する。研究で得られたデータは本研究の目的以外には使用しない。

診療情報の取得、解析の際には、患者氏名、生年月日、カルテ番号、住所、電話番号は消去し、代替する症例番号を割り当て、どの研究対象者が直ちに判別できないよう加工した状態で行う。症例番号と氏名・カルテ ID を連結する対応表ファイルにはパスワードを設定し漏洩しないように研究責任者の責任の下、厳重に管理する。

(15)記録の保管

本研究により得られた情報は、研究の中止あるいは終了後 5 年を経過した日、または研究結果が最終公表された日から 3 年を経過した日のいずれか遅い日まで保管する。保管については、研究責任者の責任の下、施錠できる部屋、パスワードをかけたパソコン及びファイル等にて適切に行う。保管期間終了後は復元できない形でデータの削除を行う。電子情報は完全に削除し、紙資料はシュレッダー等にて裁断し廃棄する。また、本研究の実施に関わる文書（申請書控え、結果通知書、同意書、研究ノート等）についても上記と同様に保管し、保管期間終了後は復元できない形で破棄する。

(16)研究の資金源、利益相反

本研究にて発生する経費はない。また、報告すべき企業等との利益相反の問題はない。また、別途提出する研究責任者の利益相反状況申告書により院長及び倫理審査委員会の承認を受けることで研究実施についての公平性を保つ。

(17) 研究情報、結果の公開

研究対象者より希望があった場合には他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲で、この研究の計画及び方法に関する資料を提供する。研究終了後には学会、論文投稿にて結果の公表を行う予定である。なお、その際にも研究対象者を特定できる情報は公開しない。この研究における個人情報の開示は、研究対象者が希望した場合にのみ行う。

(18) 研究実施に伴う重要な知見が得られる場合に関する研究結果の取扱い

該当しない

(19) 委託業務内容及び委託先

該当しない

(20) 本研究で得られた試料・情報を将来の研究に用いる可能性

本研究で得られた情報を別研究にて利用することが有益であると研究責任者が判断した場合は、研究情報を二次利用する可能性がある。その際には改めて研究計画書を作成し、倫理審査委員会の承認を受ける。

(21) モニタリング及び監査の実施体制及び実施手順

本研究ではモニタリング、監査は実施しない。

(22) 研究の変更、実施状況報告、中止、終了

変更時：本研究の計画書や説明文書の変更を行う際は、あらかじめ院長及び倫理審査委員会に申請を行い、承認を得る。

終了時：研究の終了時には院長及び倫理審査委員会に報告書を提出する。

中止時：予定症例数の確保が困難であると判断した際、院長又は倫理審査委員会より中止の指示があった際には、研究責任者は研究の中止、中断を検討する。中止、中断を決定した際には院長及び倫理審査委員会に報告書を提出する。

(23) 他機関への試料・情報の提供、又は授受

該当しない

(24) 公的データベースへの登録

該当しない

(25) 研究実施体制

実施場所：岡山済生会総合病院及び岡山済生会外来センター病院、薬剤部

責任者：岡山済生会総合病院 薬剤部 山野健司

分担者：岡山済生会総合病院 薬剤部 川上恭弘

(26) 相談等への対応

以下にて、研究対象者及びその関係者からの相談を受け付ける。

岡山済生会総合病院

〒700-8511 岡山市北区国体町2番25号

薬剤部 山野健司、川上恭弘 tel：(大代表) (086)-252-2211

(27) 参考資料

なし